

さくら通信

6月号

2026年6月
No.258

発行
さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
㈱さくらビジネスサービス
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会

プラモデル



私はかなり不器用なのですが、プラモデルを作るのが好きでよく購入します。最近購入したものはいわゆるロボットものになるのですが、パーツの数は1,300超、説明書も100ページを超え、完成させると大きさが50cmくらいになります。作ろうかなと思って箱を開けるとその量に圧倒されて、なかなか始めることができずにいます。今は箱を眺めて楽しんでいます、今年中になんとか完成させたいと思っています。

(孝志洋)

マイカー通勤手当と駐車場代の税務取扱い(令和8年4月改正)

令和8年4月1日以後に支払われるべき通勤手当から、マイカー・自転車通勤者に係る非課税限度額の計算方法が改正されました。改正前は片道通勤距離に応じた非課税限度額のみでしたが、改正後は「一定の要件を満たす駐車場等」を利用し、その料金を実費負担していることが常態である場合に、月5,000円を上限として非課税枠に加算できるようになりました。



改正後の非課税限度額は「①距離区分による非課税限度額+②駐車場等の料金相当額(実費、月5,000円上限)」の合計額です。例えば、片道20kmのマイカー通勤者(距離区分による非課税限度額13,500円)が月4,000円の駐車場を自己契約している場合、非課税限度額は17,500円となり、支給総額がこの範囲内であれば全額非課税となります。一方、駐車場代が7,000円の場合、上限5,000円で計算した18,500円が限度額となり、差額2,000円は給与として課税されます。

実務上の注意点として、まず「一定の要件を満たす駐車場等」の詳細(契約名義や証憑の取り扱いなど)は、今後公表される国税庁Q&Aで確認が必要です。次に、通勤手当と駐車場補助の名称を分けて支給している場合でも、合計額で非課税限度額を判定し、超過分は支給月の給与に上乗せして源泉徴収しなければなりません。さらに、社内規程に非課税の計算方法と課税対象の範囲を明記しておく、従業員への説明や給与計算の実務がスムーズになります。

今回の改正は従業員の通勤コスト支援という観点から歓迎できる内容ですが、運用面での細部は今後の国税庁情報に注意が必要です。ご不明な点がございましたら、いつでもご相談ください。

(大寺)



資産税係 戸籍証明書等の請求がより便利になりました(広域交付制度)

令和6年3月1日から「戸籍証明書等の広域交付制度」が開始されました。

この制度により、本籍地が遠方にある場合でも、お住まいや勤務先の**最寄りの市区町村窓口**で戸籍証明書等を請求することが可能となります。

これまで、亡くなられた方やご結婚された相続人の方などが、他の都道府県に本籍を置いている場合には、本籍地の市区町村役場ごとに個別に請求を行う必要があり、大きな負担となっていました。

広域交付制度の開始により、**全国各地に本籍がある戸籍証明書等を、1か所の市区町村窓口でまとめて請求できる**ようになり、利便性が大きく向上しています。

ただし、次の点にはご注意ください。

- コンピュータ化されていない一部の戸籍・除籍は、広域交付の対象外です
- 一部事項証明書、個人事項証明書は請求できません

本人確認書類について

窓口で戸籍証明書等を請求する際には、請求される方ご本人の確認のため、**運転免許証やマイナンバーカードなどの顔写真付きの本人確認書類**の提示が必要となります。

郵送請求・代理請求について

なお、**郵送による請求や代理人による請求**については、これまでどおり**本籍地の市区町村役場へ直接請求する必要があります**。税理士や司法書士に戸籍収集を依頼される場合には、従来の方法となりますので、ご注意ください。



(坂田)

社会保険 健康保険・厚生年金保険 被保険者報酬月額算定基礎届

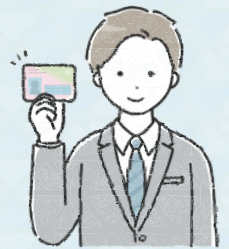
提出期限：令和8年7月10日まで

算定基礎届は健康保険・厚生年金保険の標準報酬月額を年に一度見直すための届出です。

届け出た算定基礎届に基づいて新しい標準報酬月額が決定され、その標準報酬額は9月から翌年8月まで適用されます。

事業主は7月1日現在で使用しているすべての被保険者および70歳以上被用者の4月、5月、6月の3か月間に支払われた給与を算定基礎届により届け出る必要があります。ただし以下の①～④のいずれかに該当する方は対象外となります。

- ① 6月1日以降に資格取得した方
- ② 6月30日以前に退職した方
- ③ 7月改定の月額変更届を提出する方
- ④ 8月または9月に随時改定が予定されている旨の申し出を行った方



(古森)

会計制度 新リース会計基準⑦ リース料の検討

新リース会計基準において、借手の会計処理については、IFRS第16号「リース」と同様の「使用権モデル」が採用されており、ファイナンス・リースとオペレーティング・リースの区別はありません。

借手は、短期リース(※1)または少額リース(※2)に該当する場合を除いて、使用権資産およびリース負債を計上することになります。

借手は、リース負債の計上額を算定するにあたって、原則として、リース開始日において未払である借手のリース料からこれに含まれている利息相当額の合理的な見積額を控除し、リース料総額の現在価値によりリース負債を算定する方法によります。

この場合、リース料総額は、リース負債と利息相当額の合計額となります。

$$\text{リース料総額} = \text{リース負債(元本相当額)} + \text{利息相当額}$$

また、当該リース負債にリース開始日までに支払った借手のリース料、付随費用及び資産除去債務に対応する除去費用を加算した額により使用権資産を計上します。

リース開始時の仕訳は以下の通りです。(リース開始日までに支払った借手のリース料等がない場合)

$$\text{使用権資産} \quad \times \times \times \quad / \quad \text{リース負債} \quad \times \times \times$$

(※1) リース開始日において、借手のリース期間が12か月以内であり、購入オプションを含まないリース

(※2) 以下のいずれかに該当するリース

- 重要性が乏しい減価償却資産について、購入時に費用処理する方法が採用されている場合で、借手のリース料が当該基準額以下のリース
- 1契約当たりのリース料が300万円以下のリースまたは原資産の価値が新品時におよそ5千ドル以下のリース



(孝志菫)

「レジャー保険」とは、ゴルフ等スポーツやアウトドア、旅行などのレジャー中に起こるケガや事故、他人への賠償に備える保険です。日帰りや短期間でも加入できるものが多く、必要なときだけ手軽に備えられるのが特徴です。

レジャー保険は基本的に誰でも加入が可能です。

対象者は保険会社によって異なりますが、配偶者やその他の親族の補償までカバーできるファミリープランや、ハイキングやスポーツなど複数人で行うレジャーには団体で加入できるプランもあります。

期間は1日から数日単位、月額プランもあります。

補償内容は、死亡・後遺障害、入院(5日以上)・手術・骨折などの一時金、他人にケガをさせたり、物を壊したりした場合、持ち物の破損・盗難、救助費用など多岐にわたります。ただし、いずれも「急激かつ偶然な外来の事故」に限って補償されます。

レジャー保険を選ぶ際は期間や料金も大切ですが、何より自分のニーズに合った補償内容を確認することが重要です。保険会社ごとに多様な商品があるため、リスクや生活スタイルに合った保険を選ぶことが重要です。

(さくらビジネス)

医療係 医師や看護師の紹介手数料について

紹介を業としている人材紹介会社などへの支払いは、通常「支払手数料」として、消費税は役務提供の対価のため課税取引として処理することが一般的です。

法人が取引先や知人など、紹介を業としていない相手へ支払う謝礼は「接待交際費」になることがあります。この場合は、法人税法上で交際費の損金算入制限が問題になることがあります。対して個人事業主が支払う紹介謝礼はその謝礼が業務遂行上直接必要であれば所得税法上必要経費として認められます。

従業員に対する紹介報奨金は「給与手当」です。給与扱いなので消費税はかからず、源泉所得税の対象になります。

また、紹介料の名目でも、実態が「給与」なら給与所得として課税、実態が「業務委託報酬」なら雑所得や事業所得として源泉所得税が課税されます。名目より実態が優先されるため、契約書、支払条件、業務内容、紹介の経緯を残すことが重要です。

厚生労働省がまとめた2025年度の調査報告書によると、有料職業紹介事業者が医師を紹介した際の手数料は、回答28件の中央値で253.3万円になっています。

看護師・准看護師の紹介手数料は、回答38件の中央値で64.5万円、介護職員は回答60件で45.5万円になっています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000049528_00022.html

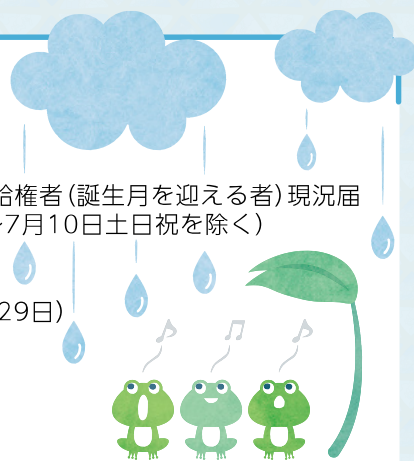
(大下)

6月の社会保険労務

6月30日

- 健保・厚年の保険料納付(郵便局または銀行)
- 健保印紙受払等報告書・雇印紙保険料納付(使用)状況報告書提出(年金事務所・公共職業安定所)
- 児童手当現況届
- 支給事由を同一にする被用者年金の受給権を有する基礎年金受給権者(誕生月を迎える者)現況届

- 旧国民年金(老齢・通老)受給権者(誕生月を迎える者)現況届
- ※ 労働保険の年度更新(1日～7月10日土日祝を除く)
- 男女雇用機会均等月間
- 外国人労働者問題啓発月間
- 男女共同参画週間(23日～29日)



6月の税務

6月10日

1. 5月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収税額(前年12月～当年5月分)の納付

6月15日

2. 所得税の予定納税額の通知

6月30日

3. 4月決算法人の確定申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税>
4. 1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>
5. 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告<消費税・地方消費税>

6. 10月決算法人の中間申告<法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税>(半期分)
7. 消費税の年税額が400万円超の1月、7月、10月決算法人の3月ごとの中間申告<消費税・地方消費税>
8. 消費税の年税額が4,800万円超の3月、4月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(2月決算法人は2か月分)<消費税・地方消費税>
9. 国外財産調書・財産債務調書の提出
- 6月、8月、10月及び1月中(均等割のみを課する場合にあっては6月中)において市町村の条例で定める日
10. 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第1期分)



新入職員紹介

初めまして、4月1日よりさくら税理士法人でお世話になっています大東千隼(だいたう ちはや)です。

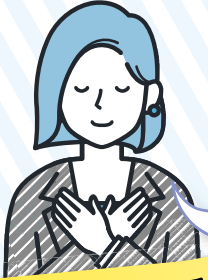
私は、病氣療養中に簿記を学習したことがきっかけで税務・会計業界に興味を持ちました。この度、就職活動当初より志望させて頂いた当法人で実務を学ばせていただけること大変嬉しく思うと共に、多忙の中ご指導いただいている先輩方への感謝を忘れず日々成長していく所存です。

趣味は幼少期より行っている釣りです。以前は大会にも出ていましたが、最近は出られていないのでまた出ること今後の目標の一つです。

至らぬ点も多くご迷惑をお掛けすると思いますが、一日でも早く皆様のお役に立てるよう努めてまいりますのでご指導ご鞭撻のほど宜しくお願いいたします。



大東 千隼



富加見 美季

4月1日より、さくら税理士法人に入所いたしました、富加見美季と申します。

前職では小学校で養護教諭として勤務し、子どもたちの健康管理や保健教育などに携わってきました。

趣味は料理です。ソーセージを一から手作りしたり、カレーをスパイスから作ったりと、少し手の込んだ料理にも挑戦しています。最近、子どもと一緒にお菓子作りをすることも多いです。

未経験の仕事で戸惑うこともありますが、周りの方に教えていただきながら、一つ一つ理解を深めているところです。前向きな気持ちを大切に、丁寧で正確な仕事を心掛けてまいります。まだまだ勉強中ではありますが、皆様のお役に立てるよう努力していきますので、どうぞよろしくお願いいたします。



大阪紀行!!

4月4日朝風雨の中。大阪到着。山王美術館でルノワール・横山大観等鑑賞。17時より大阪城ホールで久保田利伸の公演。超満員。初めて見たがド迫力で魅力いっぱいの怪演。

5日吉本新喜劇。これも超満員。エバース、ザ・ぼんち、村上ジョージ、メッセンジャー、フットボールアワー、インシュタイン、アキ座長の新喜劇。2時間半。久しぶりに大笑いした。

(竹内)

さくら税理士法人 Facebook

当事務所では、SNS(ソーシャルネットワーキングサービス)を活用した情報発信として、Facebook(フェイスブック)での情報発信を行っています。

楽しい情報をお伝えできたらと思っておりますので、ぜひご覧ください。

また、「これは!」という情報がありましたら **いいね!** ボタンも積極的に押してくださいね♪

よろしくお願いいたします!



<https://www.facebook.com/skr39.tax/>



さくら通信をご覧になって、ご意見ご感想がございましたら、お電話・FAX・メール等でご連絡下さい。

当文書に掲載された記事の無断での使用・転載・引用などは一切禁止しております。内容には万全を期していますがその内容を保証するものではありません。なお当文書は執筆時現在の情報です。内容が改定される可能性もございますのでご了承ください。万一、当文書の情報に基づいて損害を被った場合についても、一切責任を負いかねます。また特定の商品を奨励または中傷するものではありません。

さくら税理士法人
さくら社会保険労務士法人
(株)さくらビジネスサービス
労働保険事務組合 徳島県労務能率協会

〒770-0025 徳島市佐古五番町2番5号
ホームページ : <https://www.skr39.co.jp/>
Eメール : kimutake@js4.so-net.ne.jp
TEL : 088-625-2556
FAX : 088-654-1181

発行